

バームハイツ西葛西自治会会則変更 変更内容説明表

平成21年5月3日

現行会則	変更内容 (凡例 <u>追記</u> : 追記文字 <del>削除</del> : 削除文字)	変更主旨
<p>バームハイツ西葛西自治会 (平成16年発足) 会則</p> <p>平成16年7月29日改定 平成16年2月1日 改定 平成16年1月5日 初稿作成</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 名称 本会は、『バームハイツ西葛西自治会』(以下「会」という)と称する。</p> <p>第二条 地域 会の掌握する地域とは、バームハイツ西葛西をなす土地建物およびこれに付随する設備一式とこれらのものが醸成する、バームハイツ西葛西区分所有者および住人の生活圏域を指し、その他のものとの関連は外部交渉と認識する。 (以下、「地域」とは、これを指す。)</p> <p>第三条 事務所 会の事務所は、これをバームハイツ西葛西1階の集会室に置く。</p> <p>第二章 目的と事業</p> <p>第四条 目的 会は、会員相互および会内外の諸団体との協力・協調のもと、バームハイツ西葛西管理組合と連携し、会員および地域の生活環境の整備・発展や防犯防災・生活安全確保に努めるとともに、親睦を深め、会員の教養を高め、福祉を増進し、さらに行政との協議・協力を進め、会員ならびに近隣住民のための街づくりに参加することを目的とする。 なお、政治目的、宗教目的の活動および会の運営に資すると会が認めた場合を除く営利目的の活動は、これを禁ずる。</p> <p>第五条 事業 会は前条の目的達成のため、次の事業を行なう。 (1) 会員及び地域の安全(防犯防災)を図るための諸事業 (2) 会員及び地域の生活環境の向上・発展に資する諸事業 (3) 会員及び地域の親睦を図るための諸事業 (4) 会が認める範囲での行政・近隣住民およびその関連諸団体との連絡、折衝、協力、交流に関する事項 (5) 上記各項に係る情宣活動 (6) その他、会の目的達成のために必要な事業</p> <p>第三章 会員</p> <p>第六条 会員 会は、バームハイツ西葛西区分所有者同居家族の内1名(成人)および賃貸居住者同居家族の内1名を正会員とし、各世帯残る居住者を準会員とする。 なお、外部居住区分所有者およびその同居家族は、全て準会員と見做す。 (正会員、準会員を合わせて「会員」と称する。)</p> <p>第七条 権利と義務 会員は次の権利と義務を有する。 (1) 会の役員を選出する権利 (2) 会の役員に選出される権利 但し、自治総会の承認を要する。 (3) 正当な理由に基き、総会開催を要求する権利 但し、第十五条の要件を満たすことを要する。 (4) 役員をリコールする権利 但し、第十三条の要件を満たすことを要する。 (5) 会の議事録、会計帳簿等の閲覧を要求する権利 (6) 総会以外の全ての会を傍聴する権利、および会の要請に基き指定された会に参加もしくは出席する権利</p>	<p>バームハイツ西葛西自治会 (平成16年発足) 会則</p> <p><u>平成21年5月24日変更</u> 平成16年7月29日改定 平成16年2月1日 改定 平成16年1月5日 初稿作成</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 名称 本会は、『バームハイツ西葛西自治会』(以下「会」という)と称する。</p> <p><del>第二条 地域</del> <del>会の掌握する地域とは、バームハイツ西葛西をなす土地建物およびこれに付随する設備一式とこれらのものが醸成する、バームハイツ西葛西区分所有者および住人の生活圏域を指し、その他のものとの関連は外部交渉と認識する。 (以下、「地域」とは、これを指す。)</del></p> <p><del>第二</del>三条 事務所 会の事務所は、これをバームハイツ西葛西<u>内1階</u>の集会室に置く。</p> <p><del>第三章 目的と事業</del></p> <p><del>第三</del>四条 目的 会は、会員相互および<u>近隣住民</u>会内外の諸団体との協力・<del>協調</del>のもと、バームハイツ西葛西管理組合と連携し、<u>会員</u>および地域の<u>住みよい生活環境と安全・安心な暮らしの維持・向上を図る</u>の整備・発展や防犯防災・生活安全確保に努めるとともに、<u>会員の親睦とを深め、会員の教養を高め、福祉を増進に努め</u>、さらに行政との協議・協力を進め、会員ならびに近隣住民のための街づくりに参加すること<u>もって地域社会の健全な発展に寄与すること</u>を目的とする。 <u>二 会</u>は<u>なお、政治または目的、宗教に関する目的</u>の活動および会の運営に資すると会が認めた場合を除く営利目的の活動<u>をしてはならない</u>は、これを禁ずる。</p> <p>第四五条 <u>活動</u>事業 会は前条<u>第一項</u>の目的を達成するため、次の<u>活動</u>事業を行なう。 (1) 会員及び地域の安全<u>に資する</u>(<del>防犯防災</del>)を図るための諸<u>活動</u>事業 (2) 会員及び地域の生活環境の<u>維持・向上</u>・発展に資する諸<u>活動</u>事業 (3) 会員<u>相互</u>及び地域<u>住民</u>との親睦<u>または交流</u>を図るための諸<u>活動</u>事業 (4) <u>会</u>が認める範囲での行政・<del>近隣住民</del>およびその関連諸団体との連絡、折衝、協力、交流に関する<u>活動</u>事項 <del>(5) 上記各項に係る情宣活動</del> <del>(5-6)</del> その他、会の目的を達成するために必要な<u>活動</u>事業</p> <p><del>第二</del>三章 会員</p> <p><del>第五</del>六条 <u>構成</u>会員 会の<u>会員</u>は、バームハイツ西葛西区分所有者と同居家族の内<u>1名(成人)</u>および賃貸居住者と同居家族の内1名を正会員とし、各世帯残る居住者を準会員とする。 なお、外部居住区分所有者およびその同居家族<u>も</u>は、全て準会員と<u>みな</u>見做す。 <del>(正会員、準会員を合わせて「会員」と称する。)</del></p> <p><del>第七</del>条 <del>権利と義務</del> <del>会員は次の権利と義務を有する。</del> <del>(1) 会の役員を選出する権利</del> <del>(2) 会の役員に選出される権利 但し、自治総会の承認を要する。</del> <del>(3) 正当な理由に基き、総会開催を要求する権利 但し、第十五条の要件を満たすことを要する。</del> <del>(4) 役員をリコールする権利 但し、第十三条の要件を満たすことを要する。</del> <del>(5) 会の議事録、会計帳簿等の閲覧を要求する権利</del> <del>(6) 総会以外の全ての会を傍聴する権利、および会の要請に基き指定された会に参加もしくは出席する権利</del></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更日付の追加</li> <li>・マンション名を冠しており、特段に地域を定義する必要性無し</li> <li>・設置場所変更の際の会則改定を省くため、場所を特定しない</li> <li>・「目的」、「活動」については章として分離せず総則に含める</li> <li>・文章表現を「目的」に絞った内容に変更</li> <li>・「事業」を「活動」に表現変更</li> <li>・文章表現を平易に変更</li> <li>・情報宣伝については、当然の活動として記載を割愛</li> <li>・正会員、準会員という考え方を廃する</li> <li>・自治会活動に馴染まない条項として削除する</li> </ul>

現行会則	変更内容 (凡例 <u>追記</u> : 追記文字 <del>削除</del> : 削除文字)	変更主旨																																												
<p>(7) 第二十二條の規定に基づく会費納入の義務</p> <p>(8) 付表2に定める全戸共通事業への参加義務</p> <p>第八条 入退会</p> <p>正会員およびその同居家族は、区分所有者宅については物件購入時点で、非区分所有者宅については入居時点で、会員の資格を有し、前条の権利と義務を生じる。</p> <p>また、正会員およびその家族は物件売却時点もしくは退去時点で、会員資格を失う。</p> <p>第四章 役員</p> <p>第九条 役員</p> <p>会は次の役員を置く。</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 会長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>(2) 副会長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>(3) 会計</td><td>1名</td></tr> <tr><td>(4) 監事</td><td>1名</td></tr> <tr><td>(5) 書記</td><td>1名</td></tr> <tr><td>(6) 委員会委員</td><td>適正人員 運営会議起案、総会承認を得て変更可</td></tr> <tr><td>(7) フロアー委員</td><td>10名 管理組合設定の各ブロックにリンク</td></tr> <tr><td>(8) 相談役</td><td>若干名</td></tr> </table> <p>なお、長期功労者については、総会承認を経て、適当な対外呼称の使用を認めることができるものとする。</p> <p>第十条 役員の職務(分掌)</p> <p>役員の職務は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>会長は、会を代表し、会則に沿って会務を運営・統括する。</li> <li>副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。</li> <li>会計は、会の出納事務を担当し、会計に必要な書類を管理し、年1回以上、会員に対し会計報告を行なう。</li> <li>監事は、会の会計監査を行なう。</li> <li>書記は、自治総会、自治会運営会議、等の議事録を作成・保管する。 会長は、必要に応じ書記を補佐する委員を指名できる。</li> <li>委員会委員長は、各委員会の中から選出し、当該委員会を代表し、委員会並びに委員会所管事業を運営指揮する。</li> <li>フロアー委員は、所属するブロック内の情報伝達・収集・報告を主な業務とする。会長特命事項がある場合はこれの運営に当たる。</li> <li>相談役は、自治会全体の相談に応じ、運営に協力する。</li> </ol> <p>第十一条 役員の選出</p> <p>役員の選出は、次の手続きによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>役員は、自治総会において、これを選出する。</li> <li>役員候補は、自治総会前に自治会運営会議で取りまとめる。</li> <li>役職は、自治総会の役員承認後の自治会運営会議で決定し、会員に通知する。</li> <li>役員に事故ある場合は、速やかに自治会運営会議で補充候補者を取りまとめ、臨時自治総会の承認を得たのち、自治会運営会議で役職を決定する。</li> <li>役員候補者の選定は、輪番を原則とするが、立候補、再選を妨げない。</li> </ol> <p>第十二条 役員の任期</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>フロアー委員の任期は、総会承認から当期末までの1年とし、再任を妨げない。</li> <li>フロアー委員を除く執行部委員の任期は、総会承認から翌期末までの2年とし、再任を妨げない。但し、会長に限り連続再任は不可とする。</li> </ol>	(1) 会長	1名	(2) 副会長	1名	(3) 会計	1名	(4) 監事	1名	(5) 書記	1名	(6) 委員会委員	適正人員 運営会議起案、総会承認を得て変更可	(7) フロアー委員	10名 管理組合設定の各ブロックにリンク	(8) 相談役	若干名	<p><del>(7) 第二十二條の規定に基づく会費納入の義務</del></p> <p><del>(8) 付表2に定める全戸共通事業への参加義務</del></p> <p>第六八条 入退会</p> <p><u>会員は、正会員およびその同居家族は、区分所有者宅については物件住戸を購入した時、もしくは入居した時より</u>点で、非区分所有者宅については入居時点で、会員の資格を<u>取得</u>し、前条の権利と義務を生じる。</p> <p><u>また、正会員およびその家族は物件住戸を売却した時点もしくは退去した時点にで、その会員資格を失う。</u></p> <p>第三四章 役員</p> <p>第七九条 <u>種別</u>役員</p> <p>会<u>に</u>は次の役員を置く。</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 会長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>(2) 副会長</td><td><u>若干</u>名</td></tr> <tr><td>(3) 会計</td><td><u>若干</u>名</td></tr> <tr><td>(4) 監事</td><td><u>若干</u>名</td></tr> <tr><td>(5) 書記</td><td><u>若干</u>名</td></tr> <tr><td><del>(6) 委員会委員</del></td><td><del>適正人員 運営会議起案、総会承認を得て変更可</del></td></tr> <tr><td><del>(7) フロアー委員</del></td><td><del>10名 管理組合設定の各ブロックにリンク</del></td></tr> <tr><td><del>(8) 相談役</del></td><td><del>若干名</del></td></tr> </table> <p>なお、長期功労者については、総会承認を経て、適当な対外呼称の使用を認めることができるものとする。</p> <p>第八十条 <u>役員</u>の職務(分掌)</p> <p>役員の職務は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>会長は、会を代表し、<u>会則に沿って</u>会務を<u>運営</u>・統括する。</li> <li>副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。</li> <li>会計は、会の出納事務を担当し、<u>会計に必要な書類を整備・管理する。</u><del>七、年十回以上、会員に対し会計報告を行なう。</del></li> <li>監事は、会の会計監査を行なう。</li> <li>書記は、<u>自治総会、自治会運営会議、等<u>その他の会議</u>の議事録を作成し、一</u>保管する。<del>会長は、必要に応じ書記を補佐する委員を指名できる。</del></li> <tr><td><del>(6) 委員会委員長は、各委員会の中から選出し、当該委員会を代表し、委員会並びに委員会所管事業を運営指揮する。</del></td><td></td></tr> <tr><td><del>(7) フロアー委員は、所属するブロック内の情報伝達・収集・報告を主な業務とする。会長特命事項がある場合はこれの運営に当たる。</del></td><td></td></tr> <tr><td><del>(8) 相談役は、自治会全体の相談に応じ、運営に協力する。</del></td><td></td></tr> </ol> <p>第九十一条 <u>役員</u>の選出</p> <p>役員の選<u>任</u>出は、次の手続きによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>役員は、<u>自治総会において、<u>会員のうちからこれを選任</u>出する。</u></li> <li>役員候補<u>者</u>は、<u>自治総会前に自治会運営会議の決議を得て、で取りまとめる総会に提出する。</u></li> <li><u>各役員の担当する</u>役職は、自治総会の役員承認後の自治会運営会議において<u>定める</u>で決定し、<u>会員に通知する。</u></li> <li><u>監事と他の役員は、相互に兼ねることはできない。</u></li> <li><u>役員に事故あるとき又は欠けたとき場合は、速やかに自治会運営会議でにおいて後任の補充候補者を定め取りまとめ、臨時自治総会において選任する。</u>の承認を得たのち、自治会運営会議で役職を決定する。</li> <tr><td><del>(5) 役員候補者の選定は、輪番を原則とするが、立候補、再選を妨げない。</del></td><td></td></tr> </ol> <p>第十二条 <u>役員</u>の任期</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。</u></li> <tr><td><del>(1) フロアー委員の任期は、総会承認から当期末までの1年とし、再任を妨げない。</del></td><td></td></tr> <tr><td><del>(2) フロアー委員を除く執行部委員の任期は、総会承認から翌期末までの2年とし、</del></td><td></td></tr> </ol>	(1) 会長	1名	(2) 副会長	<u>若干</u> 名	(3) 会計	<u>若干</u> 名	(4) 監事	<u>若干</u> 名	(5) 書記	<u>若干</u> 名	<del>(6) 委員会委員</del>	<del>適正人員 運営会議起案、総会承認を得て変更可</del>	<del>(7) フロアー委員</del>	<del>10名 管理組合設定の各ブロックにリンク</del>	<del>(8) 相談役</del>	<del>若干名</del>	<del>(6) 委員会委員長は、各委員会の中から選出し、当該委員会を代表し、委員会並びに委員会所管事業を運営指揮する。</del>		<del>(7) フロアー委員は、所属するブロック内の情報伝達・収集・報告を主な業務とする。会長特命事項がある場合はこれの運営に当たる。</del>		<del>(8) 相談役は、自治会全体の相談に応じ、運営に協力する。</del>		<del>(5) 役員候補者の選定は、輪番を原則とするが、立候補、再選を妨げない。</del>		<del>(1) フロアー委員の任期は、総会承認から当期末までの1年とし、再任を妨げない。</del>		<del>(2) フロアー委員を除く執行部委員の任期は、総会承認から翌期末までの2年とし、</del>		<p>・準会員という考え方廃止、および前条削除に伴う条文変更と文章表現の簡易化</p> <p>・現状の実態に即して役員の種別人数等、見直し</p> <p>・会長の1名は規定するが、他は特に規定しない</p> <p>・委員会委員、フロアー委員、相談役を廃止する</p> <p>・現状の実態に即して役割見直し</p> <p>・廃止された役員の種別に関する記述を削除する</p> <p>・現状の実態に即して選任方法見直し</p> <p>・フロアー委員の廃止に伴い記述を削除する</p> <p>・会長職再任に関する制約を撤廃する</p> <p>・会長職の管理組合理事長席との兼務禁止を撤廃する</p>
(1) 会長	1名																																													
(2) 副会長	1名																																													
(3) 会計	1名																																													
(4) 監事	1名																																													
(5) 書記	1名																																													
(6) 委員会委員	適正人員 運営会議起案、総会承認を得て変更可																																													
(7) フロアー委員	10名 管理組合設定の各ブロックにリンク																																													
(8) 相談役	若干名																																													
(1) 会長	1名																																													
(2) 副会長	<u>若干</u> 名																																													
(3) 会計	<u>若干</u> 名																																													
(4) 監事	<u>若干</u> 名																																													
(5) 書記	<u>若干</u> 名																																													
<del>(6) 委員会委員</del>	<del>適正人員 運営会議起案、総会承認を得て変更可</del>																																													
<del>(7) フロアー委員</del>	<del>10名 管理組合設定の各ブロックにリンク</del>																																													
<del>(8) 相談役</del>	<del>若干名</del>																																													
<del>(6) 委員会委員長は、各委員会の中から選出し、当該委員会を代表し、委員会並びに委員会所管事業を運営指揮する。</del>																																														
<del>(7) フロアー委員は、所属するブロック内の情報伝達・収集・報告を主な業務とする。会長特命事項がある場合はこれの運営に当たる。</del>																																														
<del>(8) 相談役は、自治会全体の相談に応じ、運営に協力する。</del>																																														
<del>(5) 役員候補者の選定は、輪番を原則とするが、立候補、再選を妨げない。</del>																																														
<del>(1) フロアー委員の任期は、総会承認から当期末までの1年とし、再任を妨げない。</del>																																														
<del>(2) フロアー委員を除く執行部委員の任期は、総会承認から翌期末までの2年とし、</del>																																														

現行会則	変更内容 (凡例 <u>追記</u> : 追記文字 <del>削除</del> : 削除文字)	変更主旨
<p>また、自治会長の管理組合理事長席（理事長、副理事長）兼任はこれを禁ずる。</p> <p>(3) 役員は任期満了後も、後任決定までの間は職務を遂行する。</p> <p>(4) 補充役員の任期は、前任者の残余期間とする。</p> <p>第十三条 役員の解任</p> <p>役員で会則に違反し、あるいは役員の対面を著しく汚す行為を行なったと自治会運営会議で決議された者、もしくは会員の全体の過半数をもってリコール請求が出された者は、自治総会の決議により解任することができる。</p> <p>第五章 組織</p> <p>第十四条 組織の種類</p> <p>会は、その円滑な運営のために、次の組織を置く。</p> <p>(1) 自治総会（以下「総会」と称する。）</p> <p>(2) 自治会運営会議（以下「運営会議」と称する。）</p> <p>(3) 委員長会議（兼広報会議）</p> <p>(4) 各委員会</p> <p>(5) 管理組合・自治会連絡会</p> <p>但し、同会の設置は、管理組合において同等の議決がなされた場合に限る。</p> <p>第十五条 自治総会</p> <p>(1) 総会は、会の最高議決機関であり、一住宅につき1名の会員＝1議決権を以つてこれを構成し、自治会長が招集する。</p> <p>(2) 自治会長は、年一回の定例総会を開催するほか、運営会議の過半数の議決、または会員の過半数の要請がある場合、臨時総会を招集する責を負う。</p> <p>なお、定例総会は、決算後2ヶ月以内に開催しなければならない。</p> <p>(3) 総会は、別途定めのある場合を除き、会員（＝議決権）の過半数の出席（委任を含む）を以って成立し、出席者の過半数を以って議決する。</p> <p>なお、可否同数の場合は、議長がこれを決する。</p> <p>(4) 総会の議長は、会長がこれに当たる。なお、本項の定めに拘わらず、会長は、自ら適任と認めた会員を議長に指名することができる。</p> <p>(5) 総会は、次の事項を審議し、これを決議する。</p> <p>① 役員を選出（追加選出を含む）</p> <p>② 決算および事業報告</p> <p>③ 予算および事業計画</p> <p>④ 組織の設置・改廃</p> <p>⑤ 自治会費の決定、変更 <small>なお、自治会費の決定・変更には、会員（＝議決権）の四分の三以上の決議を要する。</small></p> <p>⑥ 会則の改定 <small>なお、会則の改定には会員（＝議決権）の四分の三以上の決議を要する。</small></p> <p>⑦ その他、総会において必要と認められた事項および運営会議が上程した議題</p> <p>(6) 総会議決内容は、できるだけ速やかに会員に対し、書面による配布または掲示、もしくは電子媒体の配信を以って通知する。</p>	<p><del>再任を妨げない。但し、会長に限り連続再任は不可とする。</del></p> <p><del>また、自治会長の管理組合理事長席（理事長、副理事長）兼任はこれを禁ずる。</del></p> <p><u>(2-3) 役員は辞任又は任期満了の場合においても後も、後任者が就任する決定までの間は、その職務を遂行する。</u></p> <p><del>(3-4) 後任の補充役員の任期は、前任者の残余期間とする。</del></p> <p>第十三条 役員の解任</p> <p>役員がで会則に違反し、あるいは役員にふさわしくないの対面を著しく汚す行為を行なったと認められるときは、総会において自治会運営会議で決議された者、もしくは議決権のある会員総数の全体の過半数の議決をもって当該役員をリコール請求が出された者は、自治総会の決議により解任することができる。</p> <p>第四章 総会組織</p> <p>第十四条 組織の種類</p> <p>会の総会は、<u>定例総会と臨時総会とする。</u>その円滑な運営のために、次の組織を置く。</p> <p><del>(1) 自治総会（以下「総会」と称する。）</del></p> <p><del>(2) 自治会運営会議（以下「運営会議」と称する。）</del></p> <p><del>(3) 委員長会議（兼広報会議）</del></p> <p><del>(4) 各委員会</del></p> <p><del>(5) 管理組合・自治会連絡会</del></p> <p><del>但し、同会の設置は、管理組合において同等の議決がなされた場合に限る。</del></p> <p>第十三条 構成自治総会</p> <p><del>(1) 総会は、会の最高議決機関であり、会員をもって構成する。一住宅につき1名の会員＝1議決権を以つてこれを構成し、自治会長が招集する。</del></p> <p><u>二 総会の議決権は、会員1住戸につき1議決権とする。</u></p> <p>第十四条 権限</p> <p><del>(5) 総会は、次の事項を審議し、これを議決決議する。</del></p> <p><u>(1) ① 役員を選任選出及び解任（追加選出を含む）</u></p> <p><u>(2) ② 活動報告及び決算報告決算および事業報告</u></p> <p><u>(3) ③ 活動計画及び予算予算および事業計画</u></p> <p><u>(4) ④ 組織の設置・改廃</u></p> <p><del>⑤ 自治会費の決定、変更 <small>なお、自治会費の決定・変更には、会員（＝議決権）の四分の三以上の決議を要する。</small></del></p> <p><u>(5) ⑥ 会則の変更改定 <small>なお、会則の改定には会員（＝議決権）の四分の三以上の決議を要する。</small></u></p> <p><u>(6) ⑦ その他、運営会議総会において必要と認められた事項および運営会議が上程した議題</u></p> <p>第十五条 開催・議決</p> <p><u>(1-2) 定例総会は、毎年一回、会計年度終了後2カ月以内に開催し、会長が招集する。自治会長は、年一回の定例総会を開催するほか、運営会議の過半数の議決、または会員の過半数の要請がある場合、臨時総会を招集する責を負う。</u> <del>なお、定例総会は、会計年度の終り決算後2ヶ月以内に開催しなければならない。</del></p> <p><u>(2) 臨時総会は、運営会議が必要と認めるとき、または議決権のある会員の過半数から請求があったときに開催する。</u></p> <p>(3) 総会は、別途定めのある場合を除き、<u>議決権のある会員（＝議決権）</u>の過半数の出席（委任状を含む）を<u>も</u>以って成立し、出席者の過半数を<u>も</u>以って議決する。</p> <p>なお、可否同数の場合は、議長がこれを決する。</p> <p>(4) 総会の議長は、会長がこれに<u>あ</u>当たる。<del>ただし</del><u>なお</u>、本項の定めに拘わらず、会長は、自ら適任と認め<u>ら</u>れた会員を議長に指名することができる。</p> <p><u>(5-6) 総会で議決した内容は、できるだけ速やかに会員に対し、書面による配布または掲示、もしくは電子媒体の配信を<u>も</u>以って通知する。</u></p>	<p>・条文の表現を簡素化</p> <p>・総会、運営会議の二組織のみで運営されている実態に合わせ、後続する二章にて総会および運営会議について定める様、章の構成を変更する</p> <p>・総会については第四章を設け旧第十五条を第十二条、第十三条、第十四条、第十五条に再編成する</p> <p>・総会の議決は一住戸から1名の議決権を持つ会員によるものとする様変更する</p> <p>・会則の変更については、第二十六条に別途記載する</p> <p>・定例総会、臨時総会の開催について個別に明記する</p>

現行会則	変更内容 (凡例 <u>追記</u> : 追記文字 <del>削除</del> : 削除文字)	変更主旨
<p>第十六条 自治会運営会議</p> <p>(1) 運営会議は、総会に次ぐ議決機関であるとともに、企画管理執行機関であり、監事を除く第九条の役員を以ってこれを構成する。</p> <p>(2) 運営会議は、会長または役員の過半数の要請を以って開催する。</p> <p>(3) 運営会議は、役員過半数の出席を以って成立し、出席役員の過半数を以って議決する。</p> <p>なお、事前に議案の内容、判断材料等、委員が自主的に賛否を決断するために必要な情報が提示されている場合に限り、フロア委員に限り、委任状による議決参加が出来るものとする。(出席と看做す。)</p> <p>(4) 運営会議の議長は、会長がこれに当たる。ただし、本項の定めに拘わらず会長は、自ら適当と認める役員を議長に指名することができる。</p> <p>(5) 運営会議は、次の事項を決議し、あるいは企画・管理・執行を行なう。</p> <p>①会の運営に関する事項の企画・起案・管理 (各専門委員会等、組織の活動の統括管理を含む)</p> <p>②総会決議事項(事業)および運営会議議決事項のうち総会議決を要しない事項(事業)の執行管理(本年度予算・事業の執行と来期予算案・事業案策定)</p> <p>③その他の必要事項</p> <p>(6) 運営会議の議決内容は、総会議決に準じて、速やかに会員に通知する。</p> <p>第十七条 運営会議の専決範囲</p> <p>総会議決を要する事項ながら、緊急性ありと運営会議が認めた事項については、以下の条件のもと、運営会議にて専決することができる。</p> <p>①会員への速やかな情宜と一定期間(一週間以上)の会員反応確認</p> <p>②総会追認時期明示と総会追認</p> <p>③予備費の20%までの経費支出を上限とする</p> <p>第十八条 その他の組織</p> <p>運営会議監督の下、以下の組織を置く。(付表1参照)</p> <p>(1) 自治会長席会議 会長、副会長、相談役をもって構成し、運営会議の指導、事業の率先垂範を目的とし、これに資する行動をおこなう。任意開催とする。</p> <p>(2) 委員長会議(兼広報会議) 会長、副会長、相談役、および同条(3)項に記す各委員会委員長を以って構成し、各委員会相互の情報交換・交流・共同施策起案、執行および情宜(広報)を行なう。任意開催とする。</p> <p>(3) 専門委員会 会の個別担当事項の企画、運営、管理を行う</p> <p>①防犯防災委員会 地域および周辺の防犯防災に関する事項</p> <p>②生活向上委員会 地域および周辺の生活向上に関する事項</p> <p>③渉外連絡会 行政、関係団体、近隣との連携に関する事項</p> <p>④総務・会計 会の運営に関する総務・会計事務全般</p> <p>⑤活動支援委員会 同委員会は、子供会の運営支援のほか、スポーツおよび文化任意参加サークル活動の発足、運営管理の支援と指導を行なう。</p> <p>なお、①防犯防災委員会、②生活向上委員会は設置必須、他の委員会は、執行部席で代行できるものとする。</p>	<p><del>第五章 運営会議</del></p> <p><del>第十六条 構成自治会運営会議</del></p> <p><del>(1) 運営会議は、総会に次ぐ議決機関であるとともに、企画管理執行機関であり、監事を除く第九条の役員を以ってこれを構成する。</del></p> <p><del>運営会議は、役員をもって構成する。</del></p> <p><del>第十七条 職務</del></p> <p><del>運営会議は、総会に次ぐ議決機関であり、次の職務を行う。</del></p> <p><del>(5) 運営会議は、次の事項を決議し、あるいは企画・管理・執行を行なう。</del></p> <p><u>(1) 総会で議決した事項の執行および管理</u></p> <p>①会の運営に関する事項の企画・起案・管理 (各専門委員会等、組織の活動の統括管理を含む)</p> <p><u>(2) ②総会議決事項(事業)および運営会議議決事項のうち会の運営に関し総会の議決を要しない事項(事業)の執行および管理(本年度予算・事業の執行と来期予算案・事業案策定)</u></p> <p><u>(3) ④その他の必要かつ緊急を要する事項</u></p> <p><del>第十八条 開催・議決</del></p> <p><del>(1) 運営会議は、会長が必要と認めるとき、または役員の過半数から請求があったときにの要請を以って開催する。</del></p> <p><del>(2) 運営会議は、役員過半数の出席を以って成立し、出席役員の過半数を以って議決する。</del></p> <p>なお、事前に議案の内容、判断材料等、委員が自主的に賛否を決断するために必要な情報が提示されている場合に限り、フロア委員に限り、委任状による議決参加が出来るものとする。(出席と看做す。)</p> <p><del>(3) 運営会議の議長は、会長がこれに充当たる。ただし、本項の定めに拘わらず会長は、自ら適任と認める役員を議長に指名することができる。</del></p> <p><del>(6) 運営会議の議決内容は、総会議決に準じて、速やかに会員に通知する。</del></p> <p><del>第十七条 運営会議の専決範囲</del></p> <p><del>総会議決を要する事項ながら、緊急性ありと運営会議が認めた事項については、以下の条件のもと、運営会議にて専決することができる。</del></p> <p><del>①会員への速やかな情宜と一定期間(一週間以上)の会員反応確認</del></p> <p><del>②総会追認時期明示と総会追認</del></p> <p><del>③予備費の20%までの経費支出を上限とする</del></p> <p><del>第十八条 その他の組織</del></p> <p><del>運営会議監督の下、以下の組織を置く。(付表1参照)</del></p> <p><del>(1) 自治会長席会議</del></p> <p><del>会長、副会長、相談役をもって構成し、運営会議の指導、事業の率先垂範を目的とし、これに資する行動をおこなう。任意開催とする。</del></p> <p><del>(2) 委員長会議(兼広報会議)</del></p> <p><del>会長、副会長、相談役、および同条(3)項に記す各委員会委員長を以って構成し、各委員会相互の情報交換・交流・共同施策起案、執行および情宜(広報)を行なう。任意開催とする。</del></p> <p><del>(3) 専門委員会</del></p> <p><del>会の個別担当事項の企画、運営、管理を行う</del></p> <p><del>①防犯防災委員会 地域および周辺の防犯防災に関する事項</del></p> <p><del>②生活向上委員会 地域および周辺の生活向上に関する事項</del></p> <p><del>③渉外連絡会 行政、関係団体、近隣との連携に関する事項</del></p> <p><del>④総務・会計 会の運営に関する総務・会計事務全般</del></p> <p><del>⑤活動支援委員会 同委員会は、子供会の運営支援のほか、スポーツおよび文化任意参加サークル活動の発足、運営管理の支援と指導を行なう。</del></p> <p><del>なお、①防犯防災委員会、②生活向上委員会は設置必須、他の委員会は、執行部席で代行できるものとする。</del></p>	<p>・運営会議については第五章を設け、旧第十六条を第十六条、第十七条、第十八条に再編成する</p> <p>・専門委員会等に関する記述を削除する</p> <p>・フロア委員に関する記述を削除する</p> <p>・運営会議議事内容の会員への通知を削除する</p> <p>・特段に条項を定める必要無しとし、削除する</p> <p>・現状に合わせて、条項を削除する</p>

現行会則	変更内容 (凡例 <u>追記</u> : 追記文字 <del>削除</del> : 削除文字)	変更主旨
<p>(4) 諮問委員会の設置 自治会長席会議は、必要に応じて、諮問委員会を設置し、必要事項の検討答申を委託できる。諮問委員会は、会内外の有識者を招聘して構成することができる。但し、有償の場合、予算範囲内での実施とする。</p> <p>第六章 資産、会計</p> <p>第十九条 資産 会の資産は次のものを以って構成する。 (1) 会費 (2) 寄付金品 (3) 事業に伴う収入 (4) 資産から生じる収入 (5) その他の収入</p> <p>第二十条 資産の管理 資産は、会長が管理し、その方法は総会の承認を得る。</p> <p>第二十一条 経費 会の経費は、第四条の目的に沿って、第五条に定められた事業遂行のため、予算に基づいて、資産を以って支弁する。経費支出は、会則によるほか、細則その他の定めるところによる。</p> <p>第二十二条 会費 (1) 正会員は、会費として月額200円、年額2,400円を納める義務を負う。 (2) 準会員は、任意参加活動については、定められた会費を納入して参加でき、防犯防災委員会、生活向上委員会、渉外連絡会の主管事業は、無償参加できる。 (3) 会費の徴収は、バームハイツ西葛西管理組合に代行収納および振り替え入金方依頼し、これを実施する。 (4) 会員入退会に係る会費の取扱は、次のとおりとする。 ①退会する正会員は、退会月末まで、月単位で会費を納める義務を負う。任意参加会費、その他寄贈品、拋出金の取扱は、別途個別の定めによる。 ②入会する正会員は、前会員の納めるべき月の翌月分から会費を納める義務を負う。任意参加会費の取扱は、別途個別の定めによる。</p> <p>第二十三条 会計年度 会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までの1年間とする。</p> <p>第七章 解散</p> <p>第二十四条 解散、残余財産の処分 総会の議決に基づき、会を解散する場合は、会員の四分の三以上の同意を要する。なお、解散時の残余財産は、同総会の決議に基づき、類似の目的を持つ団体、公的機関等への寄付することができる。あるいは、会員全員の念書添付を条件に、バームハイツ西葛西管理組合への管理費一時金として納入することができるものとする。</p>	<p><del>(4) 諮問委員会の設置 自治会長席会議は、必要に応じて、諮問委員会を設置し、必要事項の検討答申を委託できる。諮問委員会は、会内外の有識者を招聘して構成することができる。但し、有償の場合、予算範囲内での実施とする。</del></p> <p>第六章 資産、会計</p> <p>第十九条 資産 会の資産は次に掲げるのものを<u>も</u>以って構成する。 (1) <u>管理組合からの交付金</u>会費 (2) 寄付金品 (3) <u>活動</u>事業に伴う収入 (4) 資産から生じる収入 (5) その他の収入</p> <p>第二十条 資産の管理 資産は、会長が管理し、その方法は<u>運営会議の議決による</u>。総会の承認を得る。</p> <p>第二十一条 経費 会の経費は、<u>第四条の目的に沿って、第五条に定められた事業遂行のため、予算に基づいて、資産を</u>も以って支弁する。経費支出は、<u>会則によるほか、細則その他の定めるところによる</u>。</p> <p><del>第二十三条 会費 (1) 正会員は、会費として月額200円、年額2,400円を納める義務を負う。 (2) 準会員は、任意参加活動については、定められた会費を納入して参加でき、防犯防災委員会、生活向上委員会、渉外連絡会の主管事業は、無償参加できる。 (3) 会費の徴収は、バームハイツ西葛西管理組合に代行収納および振り替え入金方依頼し、これを実施する。 (4) 会員入退会に係る会費の取扱は、次のとおりとする。 ①退会する正会員は、退会月末まで、月単位で会費を納める義務を負う。任意参加会費、その他寄贈品、拋出金の取扱は、別途個別の定めによる。 ②入会する正会員は、前会員の納めるべき月の翌月分から会費を納める義務を負う。任意参加会費の取扱は、別途個別の定めによる。</del></p> <p><u>第二十二條 活動計画および収支予算</u> 会の活動計画書および収支予算書は、会長が作成し、<u>運営会議の議決を得た後、総会の議決を得なければならない。</u></p> <p><u>第二十三條 活動報告および収支決算</u> 会の活動報告書および収支決算書は、会長が作成し、監事の監査を経て<u>運営会議の議決を得た後、総会の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>第二十四條 収支差額の処分</u> 会の収支決算に差額が生じたときは、<u>総会の議決を得て、翌会計年度に繰り越すものとする。</u></p> <p>第二<u>十五</u>条 会計年度 会の会計年度は、毎年4月1日から<u>翌年の</u>3月31日までの<u>1</u>年間とする。</p> <p>第七章 <u>会則の変更および解散</u></p> <p><u>第二十六條 会則の変更</u> <u>この会則を変更するときは、総会において議決権のある会員の4分の3以上の議決を得なければならない。</u></p> <p>第二<u>十七</u>四條 解散、残余財産の処分 総会の議決に基づき、<del>会を解散するとき場合は、</del><u>総会において議決権のある会員の4</u>四分の<u>3</u>以上の<u>議決を得なければならない</u>同意を要する。 <u>二</u> なお、解散時の残余財産は、同総会<u>において議決権のある会員の4分の3以上の議決を得て</u>決議に基づき、類似の目的を持つ団体、公的機関等<u>に</u>への寄付する<u>か、</u><del>こと</del>ができる。あるいは、<u>議決権のある</u>会員全員の念書添付を条件に、バームハイツ西葛西</p>	<p>・自治会活動の為に主たる資産を会費から管理組合からの交付金に変更する</p> <p>・資産管理の承認については、決算報告にて総会承認を受けるため、本条項からは削除する</p> <p>・会員からの会費の徴収を実施しない</p> <p>第二十二條、第二十三條、第二十四條にて、会の活動、収支に対する総会承認を明記する</p> <p>・会則の変更に関する条項として明記する</p>

バームハイ ツ西葛西自治会会則変更 変更内容説明表

平成21年5月3日

現行会則	変更内容 (凡例 <u>追記</u> : 追記文字 <del>削除</del> : 削除文字)	変更主旨
<p>第八章 雑則</p> <p>第二十五条 書類、帳簿類の常備                  会は事務所に次の各項に掲げる書類等を常備する責を負う。                  (1) 会則                  (2) 会員名簿                  (3) 役員名簿                  (4) 総会議事録                  (5) 運営会議議事録                  (6) 予算書、決算書、事業計画 および これに付随する書類                  (7) その他必要な書類、帳簿類</p> <p>第二十六条 細則                  運営会議は、必要に応じて、総会の決議を経て細則を定めることができる。</p> <p>( 付 則 )                  ○施行期日 本会即は、平成 年 月 日から施行する。                  ○経過措置 (1) 会則の施行期日における役員は、この細則の定めにかかわらず、その任期は、フロアー委員については、平成17年3月31日まで、フロアー委員を除く執行部委員は、平成18年3月31日までとする。                  (2) 会則発行に伴うその他必要な経過措置は、運営会議の起案、総会の決議を経て別途定めることができる。                  ○確認事項 (1) 会の会費原資は、第18期バームハイ ツ西葛西管理組合の通常総会決議で、CATV受信料の資金使途変更を以って確保されている旨、本件記載を持って確認する。                  以上</p> <p>バームハイ ツ西葛西自治会 細則                  平成16年7月29日改定                  平成16年1月5日 初稿作成</p> <p>バームハイ ツ西葛西管理組合自治会 (以下「会」と呼称する) の運営については、会則の定めによる外、本細則によるものとする。</p> <p>第一章 弔慰金およびその他支出</p> <p>第一条 弔慰金                  会員 (正会員、準会員共) が死亡した場合は、会より弔意金を霊前に供え、弔意を表わすこととする。                  弔慰金額は、会員一律、一世帯当たり¥10、000とする。</p> <p>第二条 交付                  弔意金は、運営会議の決議を以って交付する。</p>	<p>管理組合 <del>に</del> への管理費一時金として納入することができるものとする。</p> <p>第八章 雑則  <u>第二十八条 委員会</u>                  (1) <u>会は、円滑な活動を行うため、委員会を設けることができる。</u>                  (2) <u>委員会の組織、構成および運営に関して必要な事項は、会長が運営会議の議決を得て、別に定める。</u></p> <p>第二十九 <del>五</del> 条 書類、帳簿類の常備                  会は事務所に次の各項に掲げる書類等を常備 <u>しなければならない</u> <del>する</del> 責を負う。                  (1) 会則  <del>(2) 会員名簿</del>                  (2 <del>3</del>) 役員名簿                  (3 <del>4</del>) 総会議事録                  (4 <del>5</del>) 運営会議議事録                  (5 <del>6</del>) 予算書、決算書、<u>活動事業計画</u> および これに付随する書類                  (6 <del>7</del>) その他必要な書類、帳簿類</p> <p>第三十条 細則  <u>この会則の施行に関して運営会議は、必要な細則は、に応じて、会長が運営会議総会の決議を経て別に細則を定めることができる。</u></p> <p>( 付 則 )                  ○施行期日 本会則は、平成 <u>16</u> 年 <u>8</u> 月 <u>1</u> 日から施行する。                  ○経過措置 (1) 会則の施行期日における役員は、この細則の定めにかかわらず、その任期は、フロアー委員については、平成17年3月31日まで、フロアー委員を除く執行部委員は、平成18年3月31日までとする。                  (2) 会則発行に伴うその他必要な経過措置は、運営会議の起案、総会の決議を経て別途定めることができる。                  ○確認事項 (1) 会の会費原資は、第18期バームハイ ツ西葛西管理組合の通常総会決議で、CATV受信料の資金使途変更を以って確保されている旨、本件記載を持って確認する。  <u>○変更 この会則の変更は平成21年5月24日の自治会総会決議により、平成21年5月24日から施行する。</u>  <u>尚、第十九条の管理組合からの交付金については第23期バームハイ ツ西葛西管理組合総会にて承認される事を前提とする。</u>  <u>(条文変更内容の詳細は、第5期定期総会の議事録参照のこと)</u>                  以上</p> <p>バームハイ ツ西葛西自治会 細則  <u>平成21年5月24日変更</u>                  平成16年7月29日改定                  平成16年1月5日 初稿作成</p> <p>バームハイ ツ西葛西管理組合自治会 (以下「会」と呼称する) の運営については、会則の定めによる <u>他外</u>、本細則によるものとする。</p> <p>第一章 弔慰金およびその他支出</p> <p>第一条 弔慰金                  会員 (<del>正会員、準会員共</del>) が死亡した場合は、会より弔意金を霊前に供え、弔意を表わすこととする。                  弔慰金額は、会員一律、一世帯当たり¥10、000とする。</p>	<p>・組織として委員会を設置可能とする</p> <p>・会員名簿の常備を行わない</p> <p>・会の運営の柔軟性を高めるため、細則制定の権限を総会から運営会議へ移管</p> <p>・変更日付の追加</p> <p>・正会員、準会員という考え方を廃したことに伴う修正</p>

現行会則	変更内容 (凡例 <u>追記</u> : 追記文字 <u>削除</u> : 削除文字)	変更主旨
<p>第三条 予算外の各協会等参加費、近隣交際費                      予算外の支出については、厳選の上、運営会議の決議、公示を経て、総会追認を条件に、会則第17条の運営会議専決権限内での運営に留める。                      (平成 年 月 日 施行)</p>	<p>第二条 交付                      申意金は、運営会議の決議を以って交付する。</p> <p>第三条 予算外の<del>支出各協会等参加費、近隣交際費</del>                      予算外の支出については、厳選の上、運営会議の決議、公示を経て、総会追認を条件に、<del>支出する会則第17条の運営会議専決権限内での運営に留める。</del>                      (<del>平成 年 月 日 施行</del>)</p> <p><u>( 付 則 )</u>                      ○<u>施行期日</u> <u>本細則は、平成16年8月1日から施行する。</u>                      ○<u>変更</u> <u>平成21年5月24日 自治会総会決議により、第一条、第三条を変更し、平成21年5月24日から施行する。</u>  <u>(条文変更内容の詳細は、第5期定期総会の議事録参照のこと)</u></p>	<p>・施行期日、変更等の履歴を付則として追加</p>